

市民の声等の公表事項

令和 8 年 7 月 3 1 日作成

【件名】 市民病院の利用等に関する疑問について
【受付 令和 8 年 3 月 4 日】 【担当課 病院局 】
【分類】 (1) くらし・手続き (2) 子育て・健康・福祉 (3) 教育・文化・スポーツ (4) 企業・産業・観光 (5) 安全・安心 (6) その他
【市民の声】 当時の状況については別紙提言書のとおり。 【質問事項等】 1. 市民病院の夜間・祝祭日の利用は「救急車」での利用が必須の要件ですか。 2. いつから市民病院の夜間・祝祭日の利用に係る許認可権限が専用窓口のイ（市民病院受付窓口警備員）またはウ（市民病院関係者/看護師と思われる）に委任されたのですか？ 3. 前項が事実なら市民病院の指揮・命令系統は正常ですか？ また、医療機関として適正な対応でしょうか？ 4. 投稿者の周りの市民からは、投稿者と同様またはそれ以上の得心できない対応を市民病院において受けたとの情報（数件）がありましたが、市役所関係者から発信された情報は有りますか？ 5. 市役所関係者からの情報発信（市議会議案を含む）があればご教示をお願いします。

6. 市民が、安心して健康に暮らせる街にしていきたい。

【回答】

ご意見のありました件につきまして以下の通りご回答申し上げます。

これまで、夜間や休日において、医師が救急患者の対応などで手が離せない場合、窓口の警備員が診療現場の状況をみながら受診をお断りすることがありました。

しかしながら、このたびのご意見を受け、こうした対応では患者さんやご家族に十分な説明が伝わらず、誤解やご不信を招くおそれがあることを重く受け止めました。そのため、関係部署で協議を行い、電話でのお問い合わせを含め、受診の可否については必ず当直医師に確認した上で、当直看護師から患者さんご本人又はご家族に直接ご説明する体制に変更いたしました。

末筆ながら、当院の対応についてご意見をお寄せいただきありがとうございました。当院といたしましては、今回のご意見を踏まえ、受診の可否だけでなく、その理由についても、より丁寧で分かりやすくお伝えするよう改善してまいります。